

病児保育利用について

1. 病児保育とは、、

病気あるいはその回復期にあり集団生活ができない状況にある児童を、保護者が就労等により保育できないときに看護師、保育士が家族に替わって保育するもの
子どもをもつ家族の子育てと就労の両立を支援するもの

2. 病児保育おひさまでは、、

病気のお子さまを単に預かるだけではなく、保護者と離れ普段とは違う病児保育室で生活しなければならない状況で非常に不安な気持ちでいるお子さまが少しでも安心して過ごせるようあたたかく優しい雰囲気づくりに心掛けます。

3. 病児保育室利用にあたっての注意点

①電話で利用予約

- ・電話は「ショートステイあさひ」にかかりますが、内線で「病児保育おひさま」に繋がります。
- ・8時30分以前に電話をされる場合は、病児保育職員が出勤前で詳細説明ができない場合があります、折返し電話をさせていただくことがあります。
- ・利用予約後に、キャンセルするときは必ず連絡をしてください。

②医療機関受診

- ・利用前に医療機関を受診し、医師に医師連絡票を作成してもらい、保育室に提出してください。
- ・病状の急変の恐れがある等で、病児保育の利用を認められないと医師が判断する場合は病児保育を利用できません。

③利用時の持ち物

- ・医師連絡票（医師が作成）
- ・利用連絡票（保護者が記入）
- ・内服薬等がある場合は与薬連絡票（保護者が記入）
- ・薬、処方薬の説明用紙、お薬手帳
※市販の薬はお預かりできません。
- ・昼食、おやつ、飲み物
- ・お子さまの好きなおもちゃ、DVD等
- ・タオル（2枚程度）、ビニール袋（2枚程度）等
- ・必要に応じて着替え、オムツ、おしり拭き等
※持ち物には必ず名前を書いてください。

④お迎え時

- ・お子さまの1日の様子を説明し、病児保育室記録をお渡しします。
- ・お預かりした物を確認しお返しします。
※オムツ等の汚物は保育室で処分します。
※昼食、おやつ、飲み物の残りは、処分せずそのまま返却します。
- ・利用料のお支払いをお願いします。
※利用料以外に実費負担（飲食費、医療費等）をいただくことがあります。

4. その他

- ・利用中にお子さまの病状に変化があった場合等は、連絡することがありますので、電話に出られる状況にしておいてください。また、お子さまを迎えにきていただくこともあります。
- ・お迎え予定時刻より遅れる場合は必ず連絡をしてください。
- ・利用料の減免制度については、山県市福祉課（22-6837）に問い合わせください。